

令和 8 年度下期～令和 1 1 年度上期 物品入札参加資格審査申請要領

上越市及び上越市ガス水道局が発注する物品の購入、リース・レンタル、印刷及び役務の提供に係る指名競争入札等に参加を希望される方は、上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第 5 号）及び上越市ガス水道局物品入札参加資格審査規程（平成 24 年上越市ガス水道事業管理規程第 3 号）により資格審査の申請を行ってください。

○ 資格審査申請をすることができる事業者

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号（※）のいずれにも該当しない者及び以下のいずれにも該当しない者

- (1) その営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 資格審査の申請を行う日において、引き続き 1 年以上営業を営んでいない者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

- (4) 上越市の市税又は国税（法人税、所得税又は消費税及び地方消費税）を滞納している者

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【前期からの主な変更点】

- 申請方法に電子申請を追加しました。
- 申請書の押印を不要としました。
- 申請書の様式を変更し、一部の添付書類を提出不要としました。（委任状、市税納税状況確認承諾書、暴力団等の排除に関する誓約書、使用印鑑届）
- 希望業種「その他」について、順位付けの対象外としました。
- 複数の事業者から経常的に構成される共同企業体又は共同事業体としての申請を可能としました。全ての構成業者が当市の入札参加資格を有するか、その見込みであることが要件です。指名競争入札等においては、構成業者と同時に指名することはありません。

1 受付期間 令和8年7月31日（金）～令和8年8月31日（月）

2 有効期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

3 申請方法

(1) 電子申請	上越市電子申請システムの申請フォームに必要事項を入力の上、申請してください。 ※システムから受付・審査状況が確認いただけます。また、不備等があったときはメールで連絡します。
(2) 紙申請	■申請書の入手方法 ① ホームページからダウンロード 上越市ホームページにアクセスし、様式をダウンロードしてください。 ※A4サイズの普通紙に印刷してください。 ※片面・両面印刷の別は問いません。 ② 市役所で受領 契約検査課、各総合事務所総務・地域振興グループ及びガス水道局総務課の窓口配置しますので、都合のよい場所でお受け取りください。 ■提出部数 1部（書類の左上1点をホチキスで留めて提出してください。） ■提出方法 ① 郵送 <u>※8月31日までの消印有効です。</u> 宛先：〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 契約検査課 物品契約係 ※封筒に「物品入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。 ② 持参 <u>※受理のみとし、その場での審査は行いません。</u> 上越市役所 契約検査課（木田第1庁舎 3階） ※各総合事務所 総務・地域振興グループへの提出も可 ※受理・登録した旨の連絡は行いません。また、受理に関するお問合せは、ご遠慮ください。 ※書類審査で不足書類等があったときは、電話で連絡します。

申請書様式、電子申請システムへのリンク等は下記ホームページに掲載しています。

【上越市ホームページ】令和8年度下期～令和11年度上期 物品入札参加資格審査の申請受付（定期申請）

4 申請書の記載方法（電子申請の場合もこれに準じてください。）

(1) 申請日現在の事実に基づき記載してください。

(2) 申請者の所在地・商号等記載欄について

①商号又は名称は、会社名、屋号等を記入してください。

②代表者氏名は、法人の場合は代表者の役職名及び氏名を、個人経営の場合は経営者の氏名を記入してください。

③電話番号・FAX番号欄は局番も記入してください。

(3) 「3 入札・契約等に関して登録を希望するメールアドレス」について **※該当がある場合**
登録するメールアドレスは、市からの見積依頼や各種案内の送付に使用することがあります。1 申請につき登録できるアドレスは 1 つとしますので、必要に応じて、複数人に転送設定等を行い、毎日受信を確認できるようにしてください。なお、電子契約や電子入札に使用するアドレスとは別のアドレスを登録することもできます。

紙申請の場合は、件名を事業者名（例：〇〇㈱）として、keiyaku-g@city.joetsu.l（半角のエル）g.jp へ空メールを送信してください。

(4) 「4 経営の概要」について **※記載は必須**

「障害者」とは、次に基づく障害者です。

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 2 号から第 5 号まで
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 1 条の 4 第 1 号

(5) 「5 入札への参加を希望する業種」について **※記載は必須**

「希望業種表（入札への参加を希望する種類）」及び別記「ガス水道関連物品の希望品目について」を参照し、希望する業種のコードを記入してください。記入できる希望の上限は、備品・消耗品、リース・レンタル、役務の提供を通じて第 8 位まで、ガス水道関連物品はこれとは別に第 8 位までです。コードのないものは、「その他」欄に記入してください。「その他」は自由記載とし、複数ある場合でも順位付けはできません。

(6) 「6 同意及び誓約事項」について **※記載は必須**

①市税の納税状況について担当職員が確認する場合がありますので、承諾欄にチェックを記入してください。

②暴力団の排除に関する事項について該当しないことを確認し、誓約欄にチェックを記入してください。

5 事業者の登録区分

登録区分は次のとおりとし、入札に当たっては原則として①から順に優先的に指名します。

①市内本事業者	上越市内に本社を有する事業者
②準市内業者	上越市内に契約に関する権限を委任された営業所等を有する事業者（本社は上越市外）
③県内業者	新潟県内に本社又は契約に関する権限を委任された営業所等を有する事業者（①及び②に該当するものを除く。）
④県外業者	新潟県外に本社を有する事業者（②及び③に該当するものを除く。）

※共同企業体又は共同事業体の場合は、協定書等に記載された所在地で判断します。

6 提出書類

電子申請の場合は、PDF ファイルにして申請フォームに添付してください。

紙申請の場合は、該当するものを表の上から順に綴じてください。

書 類 名	対象事業者		留 意 事 項
	法人	個人	
物品入札参加資格審査申請書 (第 1 号様式)	○	○	電子申請の場合は不要です。
貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書の写し	○		直近の決算期のもの。作成中である場合は、前々 期分を添付してください。
確定申告書（青色・白色申告 書）の写し		○	直近の年のもの。作成中である場合は、前々年分 を添付してください。
納税証明書「その 3 の 3」 (写し可)	○		法人税と消費税の未納がないことの証明書です (証明年月日は申請書提出日以前 3 か月以内)。 取得方法は、税務署にお問い合わせください。
納税証明書「その 3 の 2」 (写し可)		○	所得税と消費税の未納がないことの証明書です (証明年月日は申請書提出日以前 3 か月以内)。 取得方法は、税務署にお問い合わせください。
営業に係る登録、認定、許可書 等の写し	該当者のみ		希望業種の営業に関わる登録、認定又は許可書等 がある場合は添付してください。
現在事項証明書又は履歴事項 証明書（写し可）	○		証明年月日は申請書提出日以前 3 か月以内。取得 方法は、法務局にお問い合わせください。
共同企業体又は共同事業体の 結成に係る協定書等の写し	該当者のみ		共同企業体又は共同事業体として申請する場合 は添付してください。

7 その他

記載された個人情報及び添付書類に含まれる個人情報は、契約に関する業務以外には使用しません。

8 お問合せ先

上越市 財務部 契約検査課 物品契約係

電話：025-520-5645（直通）

上越市ガス水道局 総務課 契約管財係（※ガス水道関連物品に関すること）

電話：025-522-5518 内線：321、322